

## 令和5年度第1回知立市障害者地域自立支援協議会 議事録

会 議 名	令和5年度第1回知立市障害者地域自立支援協議会		
日 時	令和5年6月29日（水） 午後2時～午後3時40分	場 所	知立市中央公民館 1階 大会議室
出 席 者 （敬称略）	<p>○委員</p> <p>松永 聡            愛知県刈谷児童相談センター センター長</p> <p>加藤 則子        愛知県立安城特別支援学校 小学部主事</p> <p>中森 琴美        刈谷市立刈谷特別支援学校 小学部主事</p> <p>神谷 利男        知立市身体障害者福祉協議会 会長</p> <p>永井 淳子        知立手をつなぐ育成会 会長</p> <p>都築 元直        NPO 法人かとれあ福祉ネット 家族交流会かとれあ会 代表</p> <p>中嶋 宇月        知立市聴覚障害者協会 会長</p> <p>横井 宏和        知立市社会福祉協議会 事務局長</p> <p>橋本 喜己        社会福祉法人 けやきの会 理事長</p> <p>成瀬 正孝        特定非営利活動法人 Ami 施設長</p> <p>阿部 陽子        (株)てるテル 事務長</p> <p>二宮 敬之        知立市 教育委員会 学校教育課 指導主事</p> <p>加藤 浩一        知立市民生・児童委員連絡協議会 監事</p> <p>大南 友幸        西三河南部西圏地域アドバイザー 社会福祉法人 ひか りの家</p> <p>以上 14名</p> <p>○事務局</p> <p>瀬古 俊之        福祉子ども部長</p> <p>伊藤 慎治        福祉子ども部福祉課長</p> <p>林 稚佳子        福祉子ども部福祉課長補佐兼障がい福祉係長</p> <p>澤田 圭佑        福祉子ども部福祉課障がい福祉係 主査</p> <p>相羽 玲奈        福祉子ども部福祉課障がい福祉係 主事</p> <p>木田 洋子        (株)サーベイリサーチセンター 研究員</p>		
欠 席 者 （敬称略）	<p>西出 素子        愛知県衣浦東部保健所 主査</p> <p>高木 紀子        医療法人成精会 刈谷病院 精神保健福祉士</p> <p>飯田 真由美     刈谷公共職業安定所 所長</p> <p>浦田 浩子        知立市 保険健康部 健康増進課長</p> <p>以上 4名</p>		
<p>1. 開会</p> <p>2. 自己紹介</p> <p>3. 会長選任 （事務局）</p> <p>それでは、次第の3、会長の選任を行いたいと思います。規則第3条第2項に基づきまして、</p>			

会長は、委員の互選により定めることとなっております。どなたか御推薦をいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

(横井委員)

橋本委員がよろしいかと思えます。

(事務局)

今、橋本委員を御推薦いただきましたけれども、橋本委員に会長をお願いするということで、よろしい方は挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

(事務局)

ありがとうございます。挙手全員でございます。それでは、橋本委員に会長をお願いいたします。橋本委員は会長席へ御移動をお願いいたします。

【橋本委員、会長席に移動】

#### 4. 職務代理者の指名

(事務局)

同じく規則3条2項に基づきまして、職務代理者につきましては、委員のうちから会長が指名することとなっております。職務代理者につきましては、橋本会長より御指名をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、知立手をつなぐ育成会の永井淳子会長に職務代理者をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、永井委員、どうぞよろしく申し上げます。永井委員も職務代理者席に御移動をお願いいたします。

【永井委員、職務代理者席に移動】

それでは、橋本会長より一言御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

【会長あいさつ】

#### 5. 議題

(1) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画のアンケート案等について

※事務局より説明

●第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画のアンケート案(資料1-1、1-3)

●第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定スケジュール(資料1-2)

・アンケートの概要、令和元年度に実施したアンケートとの違い、障がい者用と障がい児用のアンケートの違い、福祉課修正案、アンケート対象者数等について説明

・今後の計画策定までの予定について説明

(会長)

事務局の説明は終わりましたが、質問、ご意見があればお願いします。

(中嶋委員)

資料の1-3、身体障害者手帳の所持者数ですけれども、聴覚や視覚、身体と色々な種類があるかと思うんですが、級別だけでなく障がいの種類別の数字も出していただきたいと思えます。福祉サービスは、聴覚障がい者に対する支援サービス、例えば、視覚障がい者に対するサービスはばらばらなんですね。私としては、はっきりとしたほうが聴覚障がい者が市内に何

人いるか、というのも前もって数字として分かったほうが逆に支援しやすいのかなと思います。

(事務局)

今回のアンケート送付に関しての資料としては、大体これぐらいの数の方々に送るのかなというような推計のために、簡単な資料ですが、載せさせていただきました。障がいの種類ごとの人数は載せていません。今、口頭で何人だったかと正確に申し上げられませんので、ご要望がありましたらその情報を提供させていただきます。

(会長)

今、中嶋委員のご意見については取りあえず事務局で用意しております。今回、アンケートをどうするかということで何か他にはございませんか。

(成瀬委員)

障がい者用のアンケートの13ページ、「外出・まちづくりについて」の問23「外出の目的は何ですか」というところに、6番に「施設利用」というのがあるんです。これは、例えば市の体育館とかそういう施設の利用とかをイメージした施設のことですか。

(事務局)

こちらはそういった公共の施設も含め、障害福祉サービスなどの施設も含めているということです。

(成瀬委員)

福祉サービスを使うために外出をする場合がありますが、毎日自分が所属している福祉サービスのところに行くというのは、これの中では「リハビリ・訓練等」になるのですか。

(事務局)

「リハビリ・訓練」となりますと、医療的なものになるかと思えます。

(成瀬委員)

就労系でも生活介護でも、僕たちの場合だと、働く場所というか、生活の場所で出勤とかという言葉を使うと「通勤」というところに入れるのかなとも思えます。ここに「福祉サービス」という項目があれば、そこへ素直に丸をつけるんですが、うちの利用者さんたちが迷います。

「リハビリ訓練等」というところに打つのか、「出勤」というところに打つのか。何か障がいをお持ちの方だと日中に福祉サービスを使っている方が多く、それで毎日外出するという方が多いものですから、「福祉サービス」という項目があればそこへ素直に丸が打てるかなと思えます。

(事務局)

私どもの想定では「施設利用」という形で考えていたんですけども、他の公共施設の利用について、習い事、趣味とかスポーツとか、旅行とかそういったところで捕捉はできるかと思えますので、より分かりやすくということで、「福祉サービス利用」というような形で「施設利用」という文言を修正していきたいなと思えます。

(中森委員)

このアンケートにもし選択肢を増やすことが可能でしたら、私ども学校にいる人間としてお伝えできればと思います。まず、障がい者向けの11ページ、問18で、「どのような支援があればよいと思いますか」というところで、例えば重度重複障がいのお子さんで医療的ケアが必要で、そんなお子さんの生活介護の施設というところが、実は知立市には存在しないのではないかと思うので、こういうところを心配される保護者さんがおられるかなと感じます。

それに伴いまして、障がい児の、10ページの問17。これは18歳未満のお子さんの養育

者の方に対して「どんな療育の不安がありますか」というところで、学校卒業後のいわゆる行く場所といますか、利用可能なサービスが見えないという不安をお抱えの方がいると感じています。そういうところも選択肢があると、学齢期のお子さんの保護者の方がどのように感じておられるかというところが、ピックアップできる可能性があると感じます。

また、12ページの間21で、こちらも在宅で医療的ケアが適切に受けられることと、先ほども医療的ケアが必要なお子さんとお伝えしたんですけれども、在宅で医療的ケアがあっても、放課後等デイサービスを利用したり、土曜日、日曜日にも福祉サービスを利用したりするお子さんもいますので、そういう方も含めて、保護者さんの息抜きといいますかレスパイトを利用できるかというのかなと感じるところもあります。なので、そちらが今、知立市のほうでどれくらい確保できているのか。実際、なかなか難しい現実もあると思うんですけれども、そういうところが保護者さんの不安としてあるのかも感じますので、御検討いただければ幸いです。

(事務局)

医療ケアが在宅だけではなくて、施設などでも利用できることがあれば、という御意見ということでよろしかったでしょうか。「医療ケアを直接受けられる施設の充実」のような選択肢があれば、より皆さんのニーズを捉えられるでしょうか。

(中森委員)

知立在住の方で医療的ケアが必要な方はいると思いますので、こちらの方も含む他市の生活介護や、放課後等デイサービスを使われる現実があるのではないかと感じております。その辺で課題を見つけるという点でアンケートにあると、実際の当事者の皆さんの課題を市のほうにお届けすることができるのではないかと感じました。

(事務局)

障がい児のアンケートの10ページ、問17の選択肢を増やすというところは、「学校卒業後の行き先」というような項目があるといいのではないかとということでもよろしいでしょうか。

(中森委員)

はい。やはり卒業後の行き先というのは近々の課題になっているところですので、ぜひ入れていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

選択肢を増やすことは可能ですので、今お伺いした内容を増やすという形で検討させていただきたいと思います。

(中嶋委員)

聴覚障がい者の方が読むと、アンケートを読んでも意味が分からないという方がみえると思います。多分、私のほうに相談にみえるかと思いますが。その時に説明をする必要がありますので、目的をはっきりと載せていただいた上で送付をしていただけるとありがたいです。

例えば、知立市の障がい者福祉がこれから発展するというような言葉もあると思うんですが、きちんと目的があってこのようなアンケートをやりますというような流れを書いていただけるとありがたいと思います。

(会長)

目的はここに書かれているとおり、ニーズ調査とか実態を捉えるということなので、それが目的だと思うんですが、どういう点をはっきりということを少し具体的に言っていただくと、より議論もしやすいと思います。

(中嶋委員)

何のためにこのアンケートを利用するのかとか、具体的というよりは、アンケートの目的がもうちょっとははっきり分かるといいと思います。何か私が見た感じではそれがないと思います。実態調査をやる上で何をやっているのかということ。

(事務局)

これに答えて何になるのかというか、どのように生かされるのか、そういったことが分からないということでしょうか。

(中嶋委員)

例えば、私が入っている愛知県聴覚障害者協会でも、似たようなアンケート調査をやりました。聴覚障がい者の生活を変えたいという、また、必要な資源を作るためのアンケートのようなことが具体的に書いてあります。障がい者の生活に関わる何かというのを含めて目的があれば、安心できると思います。ちょっと時間の関係もありますので、後で相談させていただきたいと思います。

(永井委員)

アンケートの資料1-1に配布件数、概算とありますが、上が約1,500、下が約350となっていますが、資料1-3から拾って、どれを足して1,500となっているのでしょうか。

(事務局)

資料1-3は、参考に配付しました4月1日現在の資料で、実際には7月1日現在の市内の障害者手帳の所持者の方に送らせていただくということと、身体障害者手帳所持者の方につきましては、65歳以上の方に対しては送りません。各種障害者手帳で重複してお持ちの方も何人かいらっしゃいますので、そのような調整をしていくとおおむね資料1-1程度、今でいうところまで多くなさそうですが、そのような全体像です。

(永井委員)

分かりました。もう一点。アンケートについてはポルトガル語での対応もするというのですが、外国語はポルトガル語だけで大丈夫ですか。

(事務局)

ポルトガル語を話す外国籍の方が一番多いですけども、もしそれ以外の言葉でないと理解ができないようであれば、御連絡いただければ御説明させていただく形で行います。

(永井委員)

回収率はどれぐらい目標に持ってみえますか。

(事務局)

前回は40%台でしたので、できれば多いほうがもちろんありがたいですが、50%を超えて回収できればと思っております。

(2) 障害者差別解消法の改正について

※事務局より説明

●障害者差別解消法等とは？(資料2)

・令和6年4月から施行される内容の説明(国や地方公共団体に責務が具体的に明記されたこと、民間事業者にあっても、合理的配慮の提供が義務づけられること)

(会長)

事務局の差別解消法について説明が終わりました。何かこの点について、詳しく聞きたいな

ど、御意見はございますか。

(中嶋委員)

知立市の中で、差別解消のための相談会—相談するところ、条例のための会議の場所というのがあるんですか。これが立ち上がることがあるんですか。

(事務局)

特段そういう個別の事例を検証するような会というのを設けていることは今のところありませんので、相談窓口としましては、こういった事案がありましたら、福祉課の窓口までお願いしたいです。

(中嶋委員)

細かくは分からないのですが、他市とか、差別解消法の内容を検討するのを開くというのを聞いたと思うんです。設置、確認というのか、そういうのがあると思うんですけど、国からそういう指示とかありませんか。

もう一つ、受付ですね。差別を受けた時の相談窓口をはっきり看板のようにつけてほしい。何もないと、差別解消法が始まった、法律があるということも周知できません。差別を受けた場合、どこに行けばいいというようなものを付けていただけたらありがたいです。

(事務局)

私が承知している限りでは、差別を受けたと感じた人は市町村に申し出ることができるというような書きぶりだったかとは思いますが、市町村ではどこに相談に行ったらいいということをはっきり示すために、福祉課窓口や、ホームページ等で、虐待相談センターというのもそうですし、併せて差別相談窓口が分かるようにしていきたいと考えています。

併せて、社会福祉協議会の障害者基幹相談支援センターでも市と同様に相談が受けれるように、見える化していくことを一緒にやっていきたいと思います。

(中嶋委員)

検討委員会みたいなものをお願いしたいです。

(事務局)

そのような組織として設けてやっていくということであれば、差別解消法単体ではなかなか難しいかと思しますので、虐待等と併せて検討していきたいと思えます。

## 6. その他

(会長)

他には何か皆様の方から、特にこういう点について今後議論していきたいという御意見はございますか。

(中嶋委員)

聴覚障がい者支援の中で、6月に雨がひどかった時、逢妻川のところで危ないという状況が起きました。その近くで暮らしている聴覚障がい者の人が全く情報が入ってこなかったということで、たまたま私が、災害に関する情報をメールで受けましたので、実際、名古屋で仕事中だったんですが、逢妻川の近くに住んでいる高齢者に連絡をいたしました。

なかなか連絡が通じなかったので、直接仕事を休んで現地に向かいました。その時、逢妻川が危ない状況なので、避難したほうがいいというアドバイスをしましたが、まだまだ危機感がなくて、近くの川の状況と一緒に見に連れていきました。その状況を見て慌てて避難をする準備をされたという現状。近くに福祉体育館がありますので、そちらに避難するようアドバイス

をしました。その福祉体育館に避難するという情報もなかったので、しばらく待っていただいて、福祉体育館のほうへ私が行きまして、避難してもよいかとか、また、いろいろなものの準備などの情報をもらいながら、直接その御夫婦に、家に行ってアドバイスをいたしました。

たまたまその1時間ぐらい後に、逢妻川の水位が下がりましたので、結局は避難する必要はなかったんですが、名古屋から知立に行く途中で、もし道路とかの冠水などが起きていた場合、結局私も危ない状況になってしまう。でも、助けるために支援はどうしたらいいのか、このような問題をどこへ持っていけばいいのかというのを知立障がい者フォーラム「リングC」で申し上げました。

(事務局)

なかなか今の貴重な情報は、行政の情報伝達で漏れているケースの1つだと思うんですが、各団体さんで御協力いただいて、それを御本人さんの了解を下に、地図に落としていただくことはできますか。

住所で見えていても、実際の発災状況によって、どこに住んでいるどういう状況の人が分かっていないと、情報伝達の方法も検討できないので、もし、今後市役所へ情報提供していいということで地図で落としていただければ、実際の災害対策本部が立ち上がった時に、ここには直接職員を派遣という指示が出せると思うので、一度、関係者の方で、他にも御存じの方があれば、直接地図に落としてこちらに伝えておくということができればと思いますので、各関係者で御検討いただければと思います。

(中嶋委員)

暮らしている人たちの地域の周りで協力をさせていただく形が一番いいのかなと思っております。民生委員や町内会の方がいらっしゃると思うので、ここに聴覚障がい者の方が住んでいる、この川が氾濫すると危ない、等の情報提供や支援をしていただく。それが私としては、取りあえず市役所に持って行って指導、指示していただくほうがいいのか、どうなんでしょうか。

(事務局)

実はこの前の6月2日の大雨の時の状況を言いますと、国や県の指示が、情報伝達すると同時に雨水が劇的に増加しまして、保育園も避難いたしました。警報2の時に、高齢者等要配慮者が避難準備をするという情報が出たと同時に、もうレベル3まで上がって、避難情報を出すぐらいの、全然間がなかった状態です。

慌てて警報2の情報の時に保護者にお迎えを依頼し、保育を中止し、それと同時に、園児と保育士が各避難所に避難するというのを、八橋保育園と知立保育園は実際にいたしました。なので、今回中嶋委員が対象とされた方に情報伝達するためには、恐らく、その時点ですぐ職員が走っていかないと、多分民生委員も動けないと思うので、直接対策本部で活動している人間自体がその情報を把握していないと伝わらないと思います。そういうことを前提に情報伝達の方法を検討していきたいと思いますので、よろしく願います。

(中嶋委員)

分かりました。ありがとうございます。

(加藤浩一委員)

本当に今の話は障がい者の方にとっては切実な問題だと思いますが、要支援避難者、要は避難する時に単独で避難できない方たちについては、毎年、そういう人が必要だということの名簿を市で作っていて、地域の民生委員はその名簿を持っています。民生委員の方が、そういう

避難が必要な時には連絡を取ったりするようになっていきますので、今の中嶋さんの話をもう一度、民生委員の会議の中で連絡して、確認します。

それと、市で対策本部を作った時に、そういう部分の窓口は作っていただきたい。そうすると民生委員との連絡も必要だと思います。そうすれば、民生委員はその地域の近くに住んでいますので、動きとしてはかなり早く、市の方が、児童とか弱者をそうやっている間に、障がいの方も弱者ですけれども、もう一つのルールとして、そういうことの連絡は取れる体制を取ることが非常に必要だと思います。これは、地震などの災害時にも必要なことだと思います。

もう一つ、例えばしゃべらない方、障がいがある方が、ワクチン1つ予約を取るのでも、ファクスを受け付けられないんですね。非常にそれを困らされていたのを聞いています。

ですから、さっき差別法の問題があって、そうすると、今後それは違法な状態というふうになるんですかね。そうすると何らかの形でそういう方たちに対しての対応は、市として考えてくださるのでしょうか。

それから、先ほど合理的な配慮の話がありました。私は民生委員とか人権擁護委員をやっていて、相談業務を受けているんです。去年、躁うつ病の方が福祉課のほうへ相談に来た時に、本来のやり取りを実際に聞いていませんが、こんなことも分からないかというふうにその人が受け取ったんですね。法律が施行された時に、時間をかけてその方に理解していただくような、真剣に取り組んでいただかないと、知立市はこういうことになるかと訴えられてもしょうがないということですかね。

(事務局)

今の件がどのような状況だったかは、私が今承知しているわけではありませんが、我々、窓口側もそのように受け取られないように当然配慮して対応させていただくようにしております。合理的な配慮というの、100%、利用される方が納得されるような対応をしないとと言われると、それは相手方の主観によりますが、できる範囲のことはやると。先ほどのファクスの話も、個別に全て100%の対応というのはいかならないと思いますけれども、一般的に聴覚障がいの方が困るような状況というのは、ワクチン等、また今後あった場合、対応としてやっていけないことかなと、今お話を聞いて感じております。

(加藤浩一委員)

その相談に見えた方は、自殺を考えたそうです。この方は仕事を退職されて、これからは自分1人で仕事をせず生活する方だったんですが、世間が、あるいは市とかがそういう態度でしか私を見てくれないと。合理的配慮というのは非常に必要なことになってくるんですね。100%対応できない、それはおっしゃるとおりです。だけど、言葉一つ一つもやはりそういう方たちが納得するような言葉で選んでいただかないと、全ての職員がそういう気持ちになっていただかないと。例えばけやきの会などと、障がい者の災害時の拠点としての協定を結ばれているが、協定を結んだだけで、地震が起きた時にどう対応したらいいかということについて、例えば安心安全課の専門職の人たちが、けやきの会と一緒に、膝を突き合わせて障がい者の方たちを受け入れる避難所をどうつくるべきであるとか、仕組みを作っていただきたい。今地震が起きたら、機能なんかしません。一般的な方の避難する施設に関しては、かなり教育が進んだシステムをつくっているが、障がい者の方に対しては、はっきり言って脆弱で何もやらない。あるいは任せっ放し、これが知立市の現状。今日の趣旨とは違うかもしれませんが、他の市を見て学んでください。強くこの辺をお願いしておきます。

## 6. 閉会

(会長)

今日は長時間にわたりまして御議論いただき、ありがとうございました。以上をもちまして令和5年度第1回知立市障害者地域自立支援協議会を閉会します。